

健高在第1321号
令和3年3月3日

地域包括支援センター設置法人 代表者 各位
指定介護予防支援事業所 管理者 各位

横浜市健康福祉局地域包括ケア推進課長 喜多 麻子
高齢在宅支援課長 水野 直樹
介護事業指導課長 川原 博

介護予防・日常生活支援総合事業の対象者の弾力化について（通知）

日頃から、横浜市の福祉保健行政に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）について、国において対象者の弾力化の見直しを実施しました。横浜市では、国の見直しを踏まえ、総合事業の対象者の弾力化を実施することとし、変更内容等を通知します。

1 総合事業の対象者の弾力化の内容について

(1) 国における弾力化の内容

総合事業の介護予防・生活支援サービス事業の対象者は、要支援者及び事業対象者（以下「要支援者等」という。）とされており、要介護認定を受けると、それまで受けていた総合事業のサービスの利用が継続できなくなっていました。今回、本人の希望を踏まえて地域とのつながりを継続することを可能とする観点から、「要介護認定による介護給付に係るサービスを受ける前から、総合事業の補助事業のサービスを受けていたもののうち、継続的にサービスを受ける要介護者（市町村が必要と認める者に限る）」が対象者に追加されました。

(2) 横浜市の対応

横浜市介護予防・生活支援サービス補助事業（以下「サービスB等」という。）の対象者に、「要支援者等のときからサービスB等を継続して利用する要介護者」を追加します。なお、対象者となるのは、実施日以降に要支援者等から要介護者になった方です。

(3) 実施日

令和3年4月1日

2 総合事業の対象者の弾力化に伴うケアマネジメント実施方法の変更について

総合事業の対象者の弾力化に伴うケアマネジメントの実施主体等が変更になる部分についてお知らせします。

認定更新等に伴い、要支援者等から要介護者になった方のうち、引き続きサービスB等の利用を希望する場合の取り扱いについては次のとおりです。

ア 要介護者のうち介護給付とサービスB等を併用する場合

支援者実施主体	居宅介護支援事業所
ケアマネジメント種別	居宅介護支援
報酬単価	居宅介護支援費

イ 要介護者のうちサービスB等のみを利用する場合

支援者実施主体	地域包括支援センター
ケアマネジメント種別	介護予防ケアマネジメントC
報酬単価	介護予防ケアマネジメント費 (介護予防ケアマネジメントC)

3 その他

サービスB等実施団体への周知は、別途手引きの改正等により行います。

4 添付資料

総合事業の対象者の弾力化に関するQ&A

【担当】

<サービスB等に関すること>

地域包括ケア推進課 津田、梁瀬

電話 671-3464 FAX 550-4096

<介護予防ケアマネジメントに関すること>

健康福祉局高齢在宅支援課 郷原、小泉、鈴木

電話 671-2405 FAX 550-3612

<居宅介護支援に関すること>

健康福祉局介護事業指導課 居宅介護支援担当

電話 671-3413 FAX 550-3615

<上記以外のこの通知に関すること>

健康福祉局高齢在宅支援課 早川、朝倉

電話 671-2405 FAX 550-3612

総合事業の対象者の弾力化に関するQ & A

Q 1 要介護者のうち介護給付とサービスB等を利用の場合の居宅サービス計画書の変更はあるか。

A 1 介護給付とサービスB等を併用する場合の様式の変更はありません。
居宅サービス計画書の第2表及び第3表に、利用するサービスB等のサービスを記載してください。

Q 2 要介護者のうちサービスB等のみ利用(ケアマネジメントC)の場合の計画書は、どの様式を使用すべきか。

A 2 要支援者と同様、介護予防サービス・支援計画書(※)を使用してください。
また、「GoGo健康!いきいきプラン」を使用することも可能です。

※今後、国で様式例を変更予定とのことです。

Q 3 要支援で一度ケアマネジメントCを算定した利用者が要介護になった場合のケアマネジメントCは初回と考えて請求してもよいか。

A 3 お見込みのとおりです。介護度が変わり、再度アセスメント等を実施する必要があると考えられることから請求可能です。

Q 4 ケアマネジメントCの場合、モニタリングは必須ではないと考えてよいか。

A 4 お見込みのとおりです。ただし、モニタリングは必須としませんが、本人の健康状態や活動状況が把握できる体制づくり、本人の状況に変化があった場合に相談ができるような関係づくりなどの仕組みを整えるようにしてください。

Q 5 サービスB等を利用した場合の給付管理票の記載方法はどのようなのか。

A 5 サービスB等については、区分支給限度額を管理する必要がないため、給付管理票に記載しません。

Q 6 弾力化で、新たにサービスB等の対象者(サービスB等提供団体が要支援者等として実績計上できる方)となる方を教えて欲しい。

A 6 要支援者又は事業対象者として令和3年4月1日以降にサービスB等を利用し、かつ、要介護認定による介護給付に係るサービスを受けた日以後も継続してサービスB等を利用する方が対象です。

<例えば、次のような場合は対象となりません。>

・要支援認定時の介護予防サービス・支援計画書等にサービスB等の位置づけがない場合(第1号事業としてサービスB等を利用していないケース)

- ・実施日（令和3年4月1日）より前に要介護認定による介護給付に係るサービスを受ける場合（遡って認定された場合も含む）
- ・「要支援者又は事業対象者」としてではなくサービスB等を利用していた方が、要介護認定による介護給付に係るサービスを受ける場合（要支援又は事業対象者を間に挟まないケース）

Q7 要介護認定時に作成した「居宅サービス計画書」又は「介護予防サービス・支援計画書」等に、サービスB等の利用が記載されていない場合も、サービスB等の対象者（サービスB等提供団体が要支援者等として実績計上できる方）とできるか。

A7 できません。

Q8 要介護認定を受けた方がサービスB等を利用する条件及びその確認方法について

A8 <要介護認定を受けた方がサービスB等を利用する条件は次の2点です。>

- ・当該利用者が、令和3年4月1日以降に「要支援者又は事業対象者」として、「介護予防サービス・支援計画書」に位置付けられたサービスB等を利用していること
- ・当該利用者が令和3年4月1日以降に要介護認定による介護給付に係るサービスを受けること

これらの確認方法としては、利用者又は要支援時等に担当していた地域包括支援センター（利用者から提供の同意がある場合に限り）から「直近の介護予防サービス・支援計画書」を提示してもらい確認する方法等が考えられます。

なお、要件の確認日や確認方法について、下記の例を参考に記録に残してください。

<居宅サービス計画書等における記録の例>

地域とのつながりを維持するため、「●●サロン」を継続して利用する（継続性については、●●地域包括支援センターが作成した「介護予防サービス・支援計画書」にて●月●日に確認）。

Q9 「継続」の定義について

A9 国に照会中です。

Q10 要介護者の利用の判断について

A10 原則、ご本人の希望がある場合にはサービスを提供するよう努めてください。

一方で、一人ひとりの状態像は異なることから、適切なサービスを提供することが可能かどうか、ご本人をはじめ、ご家族、サービスB等提供団体、ケアマネジャー等で十分に話し合いをしたうえで、サービスB等の利用を決定してください。